

第5章 計画の推進

本計画を着実に推進していくためには、町民一人ひとりが地域福祉活動の担い手として福祉に対する意識や関心を高めることが重要です。そのためには、互いに協力や連携しあえる社会的な環境をつくり、それぞれが活動に参加・参画していくことが求められています。

本計画を着実に推進し、町民主体の地域福祉を実現するため、次のような取り組みを図ります。

1 庁内関係機関の連携

本計画は、福祉の分野にとどまらず、教育やまちづくり等、非常に広い分野までを含んだ計画です。

計画の推進に当たっては、庁内の全関連部署との連絡・調整を十分に図り、一貫性のある施策の推進に努めます。

2 社会福祉協議会との連携

本計画の推進に当たっては、地域に密着した活動を行い、地域福祉推進の中心的役割を担っている会津美里町社会福祉協議会との協働が不可欠です。

行政としても会津美里町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に基づく、機能・体制のより一層の充実を支援します。

3 町民や地域・サービス提供事業者等との連携

本計画を着実に推進していくに当たっては、地域福祉の担い手としての町民をはじめ、地域の各種団体やサービス提供事業者等による積極的な参加が不可欠です。

これら町民・各種団体等の参加や活動を促すための支援を行うとともに、相互の情報交換の機会や場を設けることにより、行政も含めた担い手相互の連携、協働を進めていきます。

4 進行管理の仕組みの構築

本計画を、より実効性の高いものにするためには、一定の期間において計画の進捗状況や新たな課題等を確認し、必要があれば、計画期間中であっても計画の内容を見直さなければなりません。

特に計画の進捗状況等に関しては、町民に対して情報を公開するにとどまらず、町民によるチェックが働くよう（仮称）「会津美里町地域福祉計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理を含む評価体制を構築します。